

## 委員提出意見

永里委員提出意見 ..... P 1

服部委員提出意見 ..... P 5

久保田委員提出意見 ..... P 7

2005 年 8 月 25 日

中央環境審議会  
総合政策・地球環境合同部会  
施策総合企画小委員会  
委員長 森 篤 昭夫 殿

委員 永里 善彦

## 環境税に関する今回の「地方ヒアリング結果報告」 で抜けている視点についての意見

### 1. 環境税の問題点

(1) 第一に申しあげたいことは、ここ 1 年間以上にわたってガソリン価格が上昇したにもかかわらず、ガソリン消費量が減少しなかったことで、環境税の効果は全くないことが実証された点である。

7 月 28 日の「環境税の経済分析等に関する専門委員会」第 6 回会合参考資料 p63 には、「ガソリン価格の上昇は始まってからまだそれ程の時間が経っていない」から「対前年度比でガソリン需要は減っていない」という解釈を示している。そして、「高値が相当期間続くことによって、車の買い替え等に効果があるだけでなく、ガソリンの使用を控える効果も大きくなる」としているが、期間が長期にわたるとその他の経済状況も変化してくるので、この考え方を立証できる可能性はますます曖昧となる。

すくなくとも、この 1 年でガソリン価格が 15 円（04 年 8 月 114 円 05 年 8 月 129 円：炭素トンあたり 22500 円の増税に相当）したにもかかわらず、ガソリン消費量が減っていないということはライフスタイルが車依存型になっており、多少の価格上昇では需要が減少しないと考える方が自然である。

(2) 8 月 4 日の「環境税の経済分析等に関する専門委員会」第 7 回会合資料 2、p14 では、「炭素トン当たり 3600 円の税を課し、温暖化対策技術の普及を目的に、その税収のすべてを、機器や設備の導入費用価格の一部を補助するために用いると、この施策のみで 2010 年度において 9.5%分（基準年総排出量比）削減されると試算された」としていたが、その際、税収 1 兆円を技術開発として補助することになる。ところが、現在 NEDO で実施さ

れている技術開発補助は 2400 億円であるのに、約 1000 人の人員を必要としているときいている。したがって、1 兆円を補助金として使用すると、透明性、公平性の観点から補助案件の選択、事前評価、事後の効果測定など NEDO の数倍にあたるコストがかかることは明白である。環境税の最大のメリットである「行政コストがかからない」「市場機構をゆがめない」ということとは逆行する現象がおきることになり、環境税提案の主旨に反している。

(3)また、すでに約 5 兆円もの課税が行なわれている化石燃料に、環境税導入により更なるコスト増が加われば、せっかく上向いた景気に深刻なダメージを与えることになりかねない点にも留意すべきである。

(4)さらに、環境税の導入は米国やアジア諸国と相対的な国際競争力を著しく低下させる。結果的に、税負担の無い近隣諸国への生産の移転など、国内産業空洞化を引き起こし、炭素リーケージにより地球規模では温室効果ガスの排出量が増大しかねない。

企業の国際競争力についてはエネルギーコスト以外にも為替、労働力、市場、インフラ整備状況等様々な要因が関係するが、何よりも重要なことは研究開発力である。

エネルギー多消費産業への課税は、当該企業の内部留保の取り崩しという形で研究開発力を奪い、次世代への新規事業の芽を摘むことになる。

(5)また、アナウンスメント効果が環境税の効果の一つとしてあげられているが、新税を導入する目的とすること自体大いに問題があろう。税や規制で国民のライフスタイルを変えるのではなく、初等中等段階での教育も含め、国民運動の喚起を継続的に行うことが先決である。

(6)現在、産業界は、日本経団連の環境自主行動計画の下で、各業界による温暖化対策への取り組みを強化しており、産業部門の温室効果ガスは、安定的に推移している。

自主行動計画には、税や規制にはない多くの利点があり、自らの事業活動の中に自発的に取り組むという面において長期的に持続可能である。環境税により、自主行動計画に悪影響が及ぶことも十分に考慮すべきである。

地球温暖化防止に向けた自主的な行動の輪は、産業・エネルギー転換部門におけるCO<sub>2</sub>排出削減から民生・運輸部門での取り組みに拡大し、さらに、国民運動等にも発展しつつあり、この流れを積極的に支援すべきであり、税や規制的な施策によって水を差すことがあってはならない。

## 2. 中環審環境税の経済分析等に関する専門委員会「これまでの議論の整理（メモ）」の問題点

### (1) 環境税の位置付けについて

「経済理論における環境税の位置付け」として、ピグー税、ボーモル＝オーツ税の考え方を提示するとともに、汚染者負担原則に基づく財源調達を提唱しているが、租税の中立性等、税法・租税論の考え方からの「環境税」に対する評価については、何ら言及されて（委員会で取り上げられて）おらず、偏った評価・位置付けに終わっている。

また、汚染者負担原則については、第4回委員会の席上、後藤委員より、「汚染者負担原則の場合、汚染者と被汚染者の存在が前提となるが、温暖化問題はグローバルコモンの問題である」として、温暖化対策を目的とする環境税に汚染者負担原則を適用することに疑問を呈する発言があったと理解するが、この点についても、言及すべきではないか。

メモにも説明されているように、汚染者負担原則は、60年代から70年代における原状回復や被害者救済に関する費用負担の原則として、「環境保全費用の公平な配分原理として機能」したのであって、全人類が汚染者であり同時に受益者となる地球温暖化問題には妥当しないものとする。

### (2) 日本における経済的手法について

日本における経済的手法として、大気汚染対策、廃棄物対策等における税制・課徴金等の活用が例示されているが、地球温暖化問題とこれらの公害問題とは、問題が質的に異なることから、単に「仕組み、対象、国民の受け止め方等の違いについて留意する必要がある」との言及に止めず、もっと深彫りすべきである。

事実上、現時点では、CO<sub>2</sub>排出量はエネルギー使用量、さらにGDP水準、国民所得にもほぼ比例することから、「環境と経済の両立」の必要性について、再確認すべきであり、長期的かつ地球規模の解決が求められている地球温暖化問題は、地域的問題として早急な解決が必要な大気汚染や廃棄物と同視されるべきではない。

### (3) 欧州各国における環境税の位置付け

欧州各国においては、既に、付加価値税率が15～25%に達しており、これ以上の引き上げは、政治的あるいはEU指令上、困難な状況にあることから、所得税減税や社会保険保険料軽減のための一般財源を確保するため、環境の名の下に、環境税が創設されたものと考えられる。消費税が未だ5%というわが国とは、全く状況が異なることが留意されるべきであり、その点について言及すべきである。

また、ドイツでは石炭が、英国では石油製品が、環境税・課徴金の賦課対象

外であることにも、言及すべきである。

#### (4) 税制全体の中での議論への展開について

前述(1)と同様、伝統的な税法や租税論から見た環境関連税制に対する評価・位置付けの議論が全く欠落している。メモに列挙されたような見解が存在することは、否定しないが、現実の税制から考えれば、かなり飛躍した議論と言わざるを得ない。

#### (5) 価格弾力性の分析について

価格弾力性の試算に当っては、測定期間と消費部門別の代表価格の選定が極めて重要である。例示として、第3回専門委員会の天野委員提出資料が掲げられているが、全消費の約半分を占める産業部門で急激に省エネルギーが進んだ第2次石油危機直後を含む1978年から25年間のデータから測定されており、最近時点のデータによる試算と比べれば、著しく過大な値になっているものと思われる。

また、試算に当たっての重要な要素である消費部門別の代表価格のデータは開示されていない。

さらに、第6回専門委員会において、中上委員が、タクシー運賃を例にリバウンド効果の存在を指摘したが、必ずしも長期の価格弾力性のほうが短期より大きくない場合もありうることを言及すべきである。

以 上

平成 17 年 8 月 26 日

## 施策総合企画小委員会における追加論点について

(社)日本経済団体連合会  
環境安全委員会 地球環境部会長  
服部 拓也

8 月 23 日の第 19 回施策総合企画小委員会において、配布資料 2 で示されました地方ヒアリングを通じて抽出された論点に加えて、下記の追加論点を提出いたしますので、よろしく御査収の程、お願い申し上げます。

### 記

#### 「2. 環境税の効果 (1)価格弾力性について」に追加すべき論点

- 家庭一世帯あたりの消費支出、エネルギーコスト、エネルギー消費量を見ると、近年、家計に占めるエネルギーコストの比率が増大しているにもかかわらず、エネルギー消費に顕著な減少傾向が見られていません。この結果は、環境税によってエネルギー価格が上昇してもエネルギー消費が減らない、即ち、価格インセンティブ効果は期待できないということを示唆しているものと考えます。
- 電力については、電力自由化の進展を受け、料金が低下傾向にあります。自由化がスタートした 1995 年から 2003 年までに平均で 14.9%、3.33 円 / kWh\* も料金が低下しています。このような状況下で、0.25 円 / kWh (昨年度の環境省案) の環境税を導入しても価格インセンティブ効果は期待できないものと考えます。料金を下げるために電力自由化を進めようとする政府のエネルギー政策がありながら、一方で環境税導入というのは、政府全体の政策が不整合だと感じます。

\* 「エネルギー経済統計要覧 2005」に基づく電力総合単価

「 2 . 環境税の効果 (2)アナウンスメント効果について」に追加すべき論点

- 近年の原油価格の高騰によって、2004年9月にWTI原油価格が初めて1バレル50ドル台まで上昇した際、新聞等でも大きく報じられました。しかし、2004年10月以降のガソリン消費量は平年に比べて高めで推移しており、減少傾向が見られていません。この結果は、環境税についても、アナウンスメント効果(価格上昇を告知することによる削減効果)が期待できないことを示唆しているものと考えます。

「 3 . 環境税の経済への影響」に追加すべき論点

- 温暖化問題の本質的な解決には技術開発が重要ですが、環境税による負担増は、民間企業の自主的な創意工夫によって省エネ・省CO2技術を生み出していく原資である技術開発費の削減につながる恐れがあります。環境税が、こうした民間企業の技術開発に与えるマイナス面についても検討すべきものと考えます。

おわりに

- 施策総合企画小委員会は、環境税のみならず、幅広い施策について検討を深める場であると認識しております。例えば、代表的なインセンティブ型の施策の自動車税グリーン化については、環境税よりも費用対効果に優れているという分析が報告されています。したがって、追加負担を求める環境税よりも、既存制度・財源を精査し、費用対効果の高いインセンティブ型の施策を検討すべきものと考えます。

以 上

久保田委員よりは、平成 16 年 12 月 1 日に開催された第 16 回施策総合企画小委員会において提出した以下の意見を再提出すること。

2004 年 12 月 1 日

## 中環審総合政策・地球環境合同部会 第 16 回施策総合企画小委員会意見書

日本労働組合総連合会  
副事務局長 久保田 泰雄

本日開催の「中環審総合政策・地球環境合同部会第 16 回総合企画小委員会」に出席できませんので、以下の通り意見を提出します。

### 【「総合企画小委員会」の今後の運営にあたって】

来年度予算案の編成や税制改正にむけた各省の動き等に影響されることなく、これまで、本小委員会で議論してきた経過や本小委員会の当初からの任務である、「温暖化対策税の導入に対して賛成・反対の可否ではなく、仮に税を含めた経済的手法を検討する場合、客観的政策手法のあり方や議論の具体的な整理を行う」という考え方にそって、拙速を避けて、粛々と議論を尽くすべきである。

また、本委員会での議論内容や結論は、今後の政府としての政策立案に反映することを担保すべきである。

### 1. 温暖化対策税の導入と温室効果ガスの排出抑制効果について

03 年 8 月の専門委員会報告をベースとした「温暖化対策税案」(低率課税プラス税収を活用した排出削減補助金の組み合わせ方式)や、今回の環境省提起の「環境税案」を念頭に置いた時、果たしてそれが現実の実効性ある排出削減効果につながるのかどうか、国民的議論に耐えうる客観的かつ説得力ある提起とは、未だなりえていないのではないかと懸念する。

とりわけ、温暖化対策税の持つ 3 つの効果のうち、価格インセンティブ効果が本当にどこまで発揮されるのか、原油価格高騰によるガソリン価格が約 13 円/ 上昇しているにもかかわらず、需要が顕著に減少していない中で、2 円/ あるいは



1.5 円/ の価格上昇で、どれ位の抑制効果を持つのか  
税の導入が、増大を続ける民生（業務・家庭）・運輸部門の削減  
に決定打となりうるのか  
等の疑問に十分応えきる内容となっているのか。

今後、国民的議論を行っていく際、わが国での実効性ある排出抑制効果につながる「温暖化対策税」のあり方としては何がベストか。いま一度、その理念やコンセプト・性格付けについて複数の代替案～すなわち 価格インセンティブ効果重視型か財源効果重視型か、課徴金的性格重視型（税込中立的）か税込確保・補助金活用重視型か、英国の気候変動税的ポリシーミックス型の第 3 の案か等～を提示し、その長所・短所等を再整理する中で、あらためて選択の妥当性の根拠を明示していく必要があるのではないか。

## 2．課税段階や確実な転嫁の仕組みづくり及び国民一人ひとりの意識改革につなげる取り組み

国民に対するアナウンス効果等を含めた温暖化対策税の趣旨からすれば、可能な限り下流課税が望ましいと考える。しかし、燃料種ごとの輸入・採取・製造から供給・消費までの流れが異なる実態にある中では、税の捕捉率を高めるとともに、特定の主体を対象とした税の減免措置を行いやすくするための工夫として、上流課税と下流課税を組み合わせた課税（ハイブリッド課税）は、より現実的な案として考えられる。

ただし、上流課税とする燃料種については、税が確実に転嫁できる仕組みの構築をより具体的に提示していく必要がある。

これまで行われたマスメディアの各種世論調査をみても、環境税に対する国民の反応は、他の税とは違う要素を持っている。それだけ環境問題や地球温暖化問題に対する関心や、漠然とした不安が高いことを示している。

この国民の前向きな意識や率直な気持ちを大切に育て、一人ひとりのライフスタイルや社会経済システムを変えていく推進力につなげる政策論議に発展させていく必要がある。

その意味で、現時点での環境税に対する国民の意識・理解度は本当にどこまで醸成されているか。所得税や消費税、また様々な社会保障負担に対する関心や不満・不信感と比べてどうなのか。単なるイメージでなく一人ひとりが積極的に負担を受け入れてでも、環境にやさしい生活を選択する意識はどこまで本物か。

温暖化対策全体への国民の世論喚起や地域を含めたあらゆる場

での環境教育の一層の推進とともに、より踏み込んだ選択肢を組み入れた広範かつ客観的な国民意識アンケート等も実施してみるべきではないか。

### 3．既存エネルギー関係諸税との調整

CO<sub>2</sub>の抑制効果を持ち、なおかつ税収の一部がCO<sub>2</sub>の抑制のための施策に当てられている石油石炭税については、温暖化対策税と調整を行う趣旨が記載されているが、その具体的な中身については明確にはなっていない。

石油石炭税と温暖化対策税との調整内容をより具体化する必要がある。

既存エネルギー税との二重課税問題や調整は、果たして上記だけで十分なのかどうか。

それぞれ独自の意義や課税の根拠が異なることは理解しつつも、道路整備問題等に象徴されるように、これまでの開発型の環境外部性をむしろ増大させる方向で使われてきた税制を既得権益化したままでよいのかどうかも問われている。

省庁タテ割りの硬直性を排し、現行の税制を時代変化に合わせた環境や地球温暖化防止という観点から再編成する視点で、既存エネルギー関係諸税の全般的見直しや検証をさらに行う必要がある。

### 4．税の減免措置の範囲

諸外国の制度の実態や国内雇用の確保の視点からも、「国際競争力、産業構造の激変緩和への対応」「低所得者層、中小企業者層への対応」「ナフサ等原料として使われている場合の非課税措置」「排出削減努力に対するインセンティブ措置」等、P.12で提起している一定の範囲での軽減措置は必要であり、基本的な考え方は理解できる。

有効性・効率性・公平性の視点も入れた、より具体的なありべき姿の検討と提示が必要ではないか。

### 5．税収の使途について

現行の1兆2,600億円の温暖化対策予算のさらなる精査・検証・改革は不可欠である。

温暖化対策税の本来の理念や、国民の信頼という視点からも、P.24の提起に対しては、温暖化対策の財源に絞るべきであり、社会保障財源への活用等にまで使途を広げる議論は混乱を招くのではないか。

小委員会の中間とりまとめでは、P.7の「温暖化対策税と他の施策との比較」の項で、「補助金・租税特別措置等」の手法について、「費用対効果の観点から適切な補助金の配分を行うに足る十分な知識を政府が有しているとは限らない等の課題がある」と指摘しているが、温暖化対策税収の活用についても同様のことは言える。

税の使途についての透明性の確保と、その政策効果、効率性、公平性に関する評価システムの構築をいかに行うかが課題である。

## 6．一般財源化か特定財源化かの判断

温暖化対策税は、もともと我が国の温暖化対策を推進していくという目的を持った政策課税であり、本来、限りなく目的税的な性格に近づけるべきである。しかし、特定財源化した場合の硬直性や問題点があることも否定できない。

一般財源とするのであれば、使途に対する透明性や評価システムの構築と合わせて、使途は温暖化対策に実効性があるものに限定すべきである。

## 7．ポリシーミックスのあり方の検討

温暖化対策税だけではなく、産業・企業・事業者の前向きなインセンティブを引き出す観点から、排出量取引制度や協定等を組み合わせた狭義のポリシーミックス的政策手法の具体的なあり方について、もう一段踏み込んだ議論を行うべきではないか。

以上